

特定信書便事業の業務範囲の 見直し等の方向性について

平成26年10月17日

< 目 次 >

- P1～ 「郵便事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の
活性化方策」の在り方について
- P4～ 中間答申(平成26年3月)を踏まえた検討状況
- P11～ 特定信書便事業の業務範囲の見直し
- P15～ 郵便・信書便市場活性化のための規制緩和

1 「郵便事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策」について

背景

改正郵政民営化法

(平成24年10月1日施行)

日本郵便株式会社等に、郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務

⇒郵便に加えて、貯金・保険の基本的サービスを郵便局で一体的かつあまねく全国で公平に利用できるようにする責務

規制改革実施計画

(平成25年6月14日閣議決定)

一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場の活性化方策について、平成25年度に検討・結論。

情報通信審議会に諮問

検討項目

- ①郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
 - ・郵政事業のユニバーサルサービスの内容・水準・コスト算定手法の整理
 - ・郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
- ②郵便・信書便市場の活性化方策
 - ・一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方
 - ・その他郵便・信書便市場の活性化方策

スケジュール

平成25年10月 情報通信審議会諮問

平成26年3月12日 中間答申

平成27年7月 最終答申

情報通信審議会 郵政政策部会構成員

部会長 村本 孜 成城大学社会イノベーション学部教授
部会長代理 井手 秀樹 慶應義塾大学商学部教授
委員 井野勢津子 アマゾンジャパン株式会社ファイナンスディレクター
委員 中山 弘子 東京都新宿区長

臨時委員 関口 博正 神奈川大学経営学部教授
臨時委員 山田 忠史 京都大学大学院工学研究科准教授
臨時委員 竹内 健蔵 東京女子大学現代教養学部教授
臨時委員 及川 公子 全国地域婦人団体連絡協議会理事

〔「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」〕

1. 郵政事業のユニバーサルサービス確保方策

- 将来にわたってユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策の検討に当たり、現行のユニバーサルサービスの範囲・水準の提供に係るコストを客観的・定量的に算定することとし、コスト算定モデルを構築するための算定手法等(集配エリア単位(約1,000エリア)で収支を計算し、ユニバーサルサービスコストを算定する等)を整理。

2. 郵便・信書便市場の活性化方策

① 一般信書便事業の参入要件の明確化

- 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。 関係事業者へのヒアリングにおいても、明確化すべき点について具体的な要望は出されなかった。

➢ 中長期的な課題

中長期的には、ICTの普及や人口減少社会の到来等により、信書の送達に対する国民のニーズも変化していくことが予想される。その場合には、国民のニーズに沿った郵便のユニバーサルサービスの在り方が検討課題となり、それを踏まえて、一般信書便事業の在り方を検討していくことも考えられる。

② 特定信書便事業の業務範囲の在り方

- 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。

③ その他の郵便・信書便市場の活性化方策

- 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。

補論 郵便法・信書便法の規制対象の在り方等

- どのような文書が信書に該当するかが一般には分かりにくい場合があることを背景に、郵便法第4条の規制条件を「信書」から「外形基準」に改め、同時に違反した場合の送り主に対する罰則を廃止すべきとの事業者からの提案があったが、これについては、誰もが安心してサービスを利用できるよう、信書について、事業者のみならず利用者一般に対する分かりやすい周知活動を業界とも連携して推進することで対応していくことが適当。

2 中間答申（平成26年3月）を踏まえた検討状況

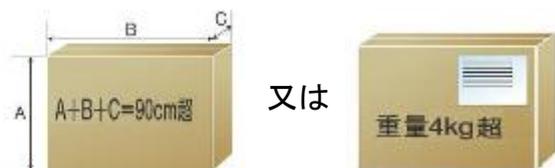
特定信書便事業の業務範囲の在り方

- 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。

<現行の特定信書便事業の業務範囲>

① 1号役務(大きい又は重いサービス)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



② 2号役務(速いサービス)

信書便物が差し出された時から、3時間
以内に当該信書便物を送達するもの



③ 3号役務(高いサービス)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内
において総務省令で定める額(国内にお
ける役務は1,000円)を超えるもの



その他の郵便・信書便市場の活性化方策

- 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。



中間答申での提言を踏まえ、特定信書便事業の業務範囲の具体的な見直し方針及び郵便・信書便市場の活性化に資する規制緩和等の措置について検討。

日本郵便株式会社に対する調査

- 実施期間 平成26年5月13日～7月15日
- 調査内容 特定信書便事業の業務範囲を拡大した場合に郵便のユニバーサルサービスに与える影響を検証するため、主として信書を取り扱う第1種郵便物(封書)及び第2種郵便物(葉書)について(特殊取扱とするものを含む。)、平成25年度の大きさ・料金等の区分別の収入等を調査。
- 調査方法 日本郵便株式会社に依頼し、既存データ及び郵便局におけるサンプル調査を元に推計。

調査結果の概要

● 大きさ区分別の郵便収入(平成25年度)

大きさ区分(3辺の長さの計)	郵便収入(税込)	収入全体に占める割合
90cm超 …現行の1号役務	0億円	0%
73cm(一般信書便役務の最大サイズ)超 …A3を送付可能	19億円	0.15%
49.3cm(角形3号封筒のサイズ)超 …A4を送付可能	1,589億円	12.4%
全大きさ区分合計	12,826億円	100%

● 料金区分別の郵便収入(平成25年度)

料金区分(1通当たりの料金)	郵便収入(税込)	収入全体に占める割合
1,000円超 …現行の3号役務	71億円	0.55%
900円超	84億円	0.66%
800円超	141億円	1.10%
700円超	212億円	1.66%
600円超	313億円	2.44%
500円超	501億円	3.91%
全料金区分合計	12,826億円	100%

信書便事業者に対する調査

- 実施期間 平成26年5月13日～6月13日(書面調査)、7月以降随時(個別ヒアリング)
- 調査内容 1号役務及び3号役務の業務範囲の見直しについての具体的な要望・お客様からの要望の状況、その他信書便事業についての見直しの要望等について調査。
- 調査方法 全信書便事業者に対する書面調査(回答者数110者)のほか、主要事業者に対する個別ヒアリングを実施。

調査結果の概要

● 1号役務の業務範囲の見直しの具体的な要望

- ・A4サイズ程度の書類を扱えるようにしてほしい。
- ・一般信書便役務の大きさ(長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm)を超える大きさの信書便物を扱えるようにしてほしい。
- ・3辺の合計が70cm～80cm程度の信書便物を扱えるようにしてほしい。

【お客様からの要望の状況】

- ・現在の大きさの基準では、わざわざ大きな容器を調達しており、無駄なコスト増。また、袋が大きくてごみが増える。
- ・業務効率のため75cmに変更してほしい。

● 3号役務の業務範囲の見直しの具体的な要望

- ・継続顧客への割引のため、500円まで基準を下げてほしい。
- ・日本郵便のレタックスとの価格競争やお客様サービスの観点から、800円程度まで基準を下げてほしい。
- ・利用者に提供している付加価値の高いサービスの品質を維持するためには、現行の金額基準が適正であり、維持を希望。

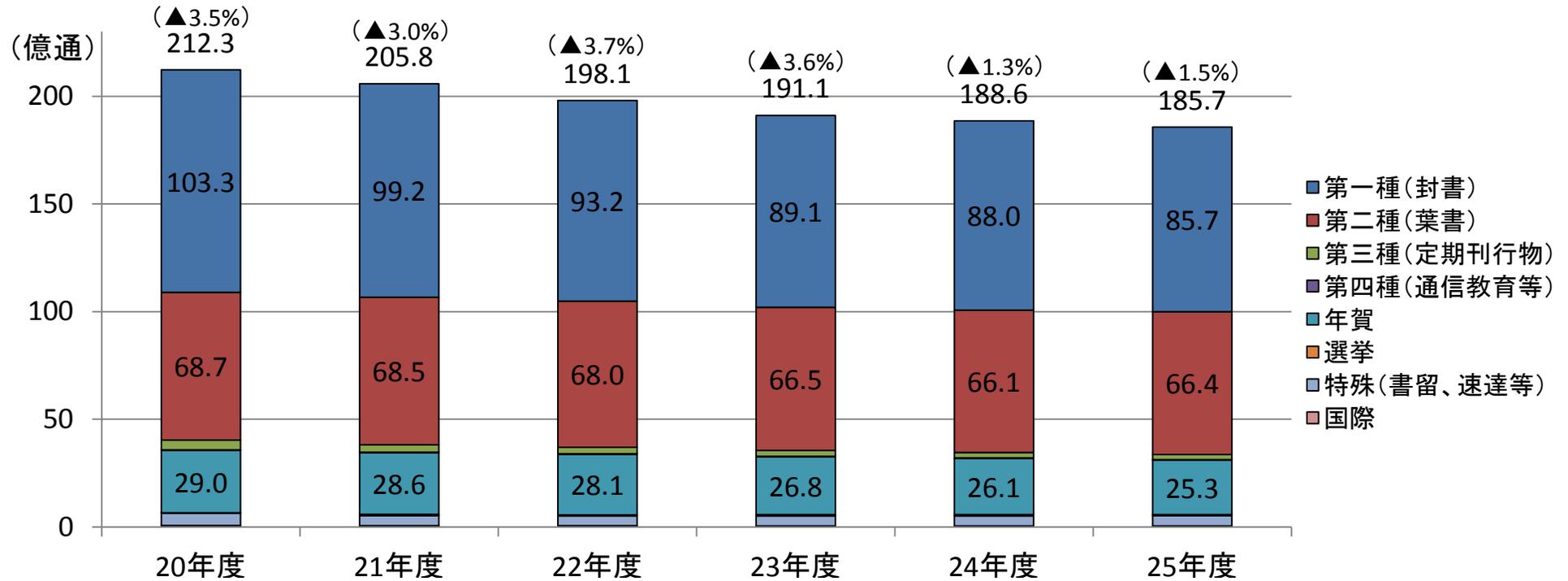
【お客様からの要望の状況】

- ・3号役務の最低料金は高すぎる。封筒1通の送付に1,000円以上もかけられない。
- ・割引制度によって1通1,000円以下にならないのか。(法人顧客からの要望)

● その他信書便事業についての見直し等の要望

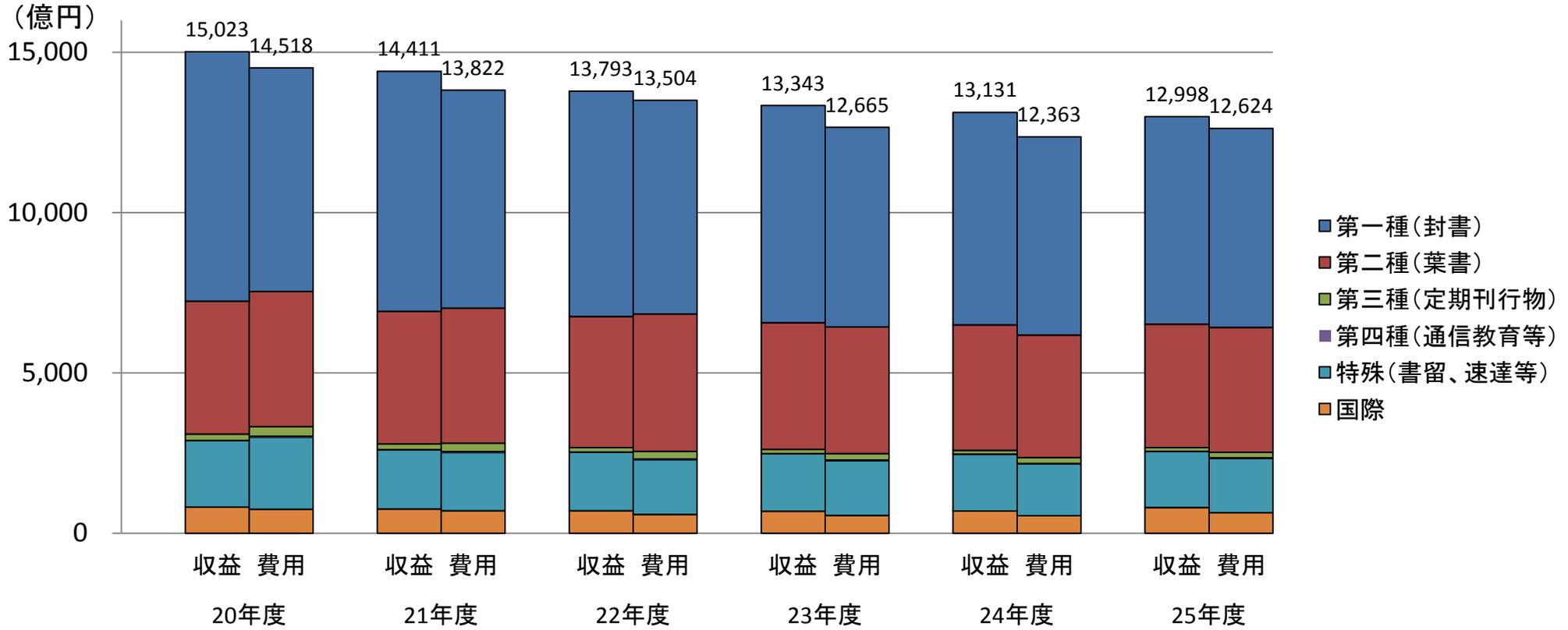
- ・信書便物の取扱数量が増加すれば自社戦力だけでの対応は困難であるが、業務委託の認可に対する手続(提出資料等)は煩雑であり、認可までに時間がかかるため、手続を見直してほしい。
- ・無許可の事業者等、規制すべきところはしっかり行い、利用者に不利益、不便のないようにしてほしい。
- ・信書便事業の認知度を高めるため、国民、企業に対するPRが必要。

(参考) 種類別の郵便物数の推移



単位: 百万通	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第一種(封書)	10,332	9,915	9,319	8,913	8,798	8,570
第二種(葉書)	6,868	6,852	6,796	6,648	6,609	6,641
第三種(定期刊行物)	450	347	298	275	253	241
第四種(通信教育等)	26	25	24	24	22	21
年賀	2,901	2,856	2,812	2,677	2,613	2,532
選挙	11	59	50	62	58	49
特殊(書留、速達等)	571	467	458	460	463	470
国際	69	61	54	49	48	47
通常	57.84	50.54	43.89	39.63	37.84	34.55
小包	1.57	1.53	1.40	1.30	1.29	1.80
EMS	9.84	9.23	8.87	8.57	8.77	10.82
計	21,228	20,583	19,812	19,108	18,862	18,572

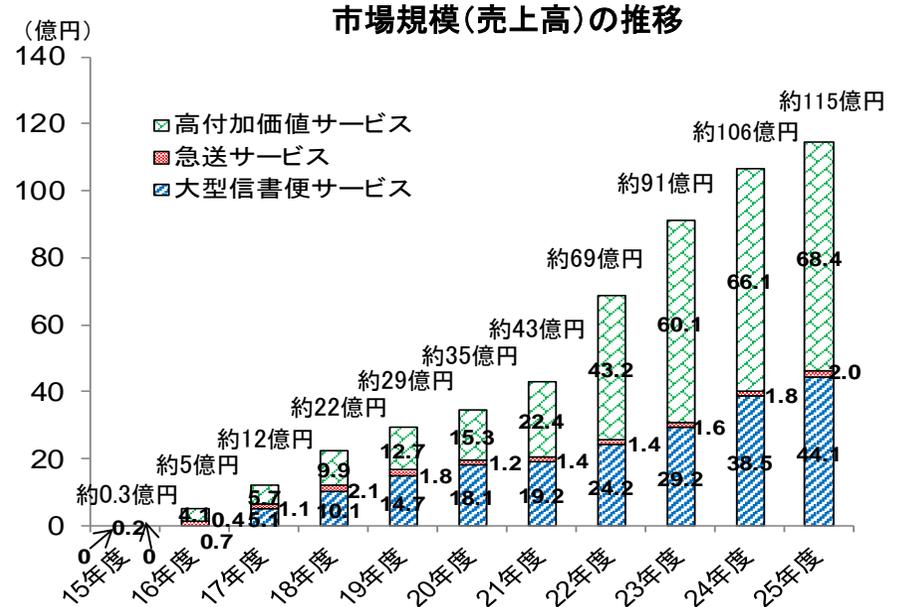
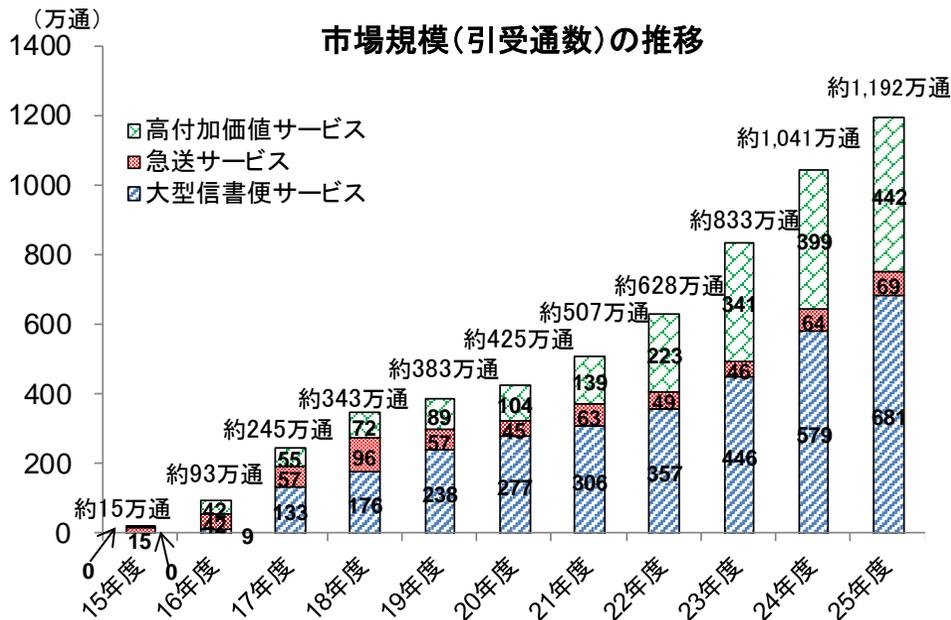
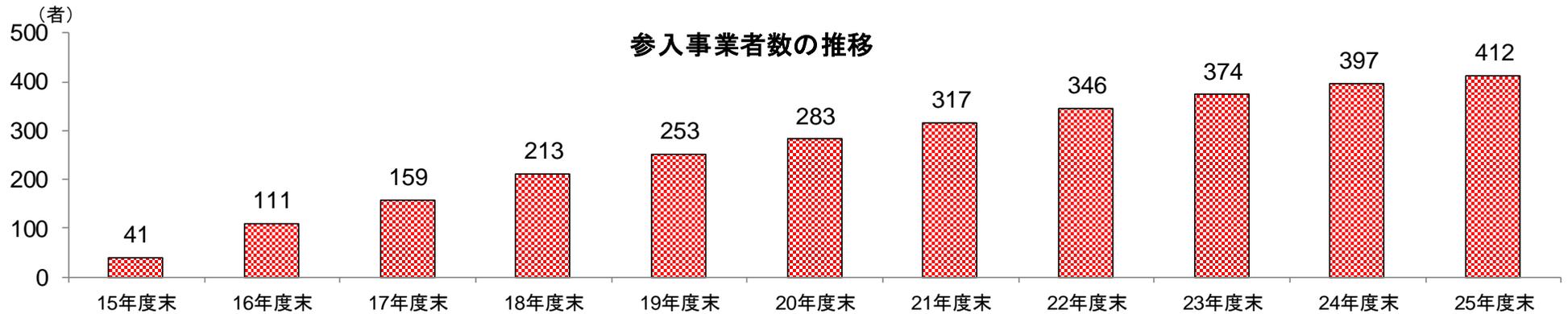
(参考) 種類別の郵便事業の収支の推移



単位: 億円	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	営業収益	営業費用	営業損益															
第一種(封書)	7,780	6,976	804	7,484	6,796	688	7,035	6,668	366	6,774	6,226	548	6,633	6,175	458	6,473	6,200	273
第二種(葉書)	4,145	4,213	▲67	4,142	4,214	▲73	4,084	4,283	▲199	3,948	3,956	▲8	3,910	3,827	83	3,855	3,895	▲39
第三種(定期刊行物)	199	304	▲105	173	262	▲89	145	234	▲89	131	198	▲67	117	178	▲61	111	174	▲63
第四種(通信教育等)	10	28	▲18	9	31	▲21	9	23	▲14	8	20	▲11	8	19	▲11	8	20	▲12
特殊(書留、速達等)	2,069	2,246	▲177	1,847	1,818	29	1,816	1,707	108	1,795	1,710	85	1,762	1,616	145	1,748	1,690	59
国際	819	752	68	756	702	54	706	589	116	686	556	130	700	547	153	803	645	157
計	15,023	14,518	504	14,411	13,822	589	13,793	13,504	288	13,343	12,665	678	13,131	12,363	767	12,998	12,624	374

(参考) 信書便事業参入事業者数と市場の動向

- 一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加を続けており、平成25年度末時点で412者が参入している。
- 平成25年度の信書便の市場規模は、引受通数で約1,192万通(対前年度比約1.1倍)、売上高で約115億円(対前年度比約1.1倍)。



3 特定信書便事業の業務範囲の見直し

見直しの方向性

- 一般信書便事業者に全国において原則3日以内に配達することを義務付けている一般信書便役務に係る信書便物の大きさ(長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm、3cm以下)と重複しない大きさの信書便物のうち、3辺の合計が73cmを超えるものを1号役務の範囲に追加し、その他のものは、将来、必要に応じ、1号役務の範囲への追加を検討。
- 信書便物の大きさと重量には相関関係があることから、一般信書便役務に係る信書便物の重量(250g以下)と重複しない重量の信書便物についても、将来、必要に応じ1号役務の範囲への追加を検討。

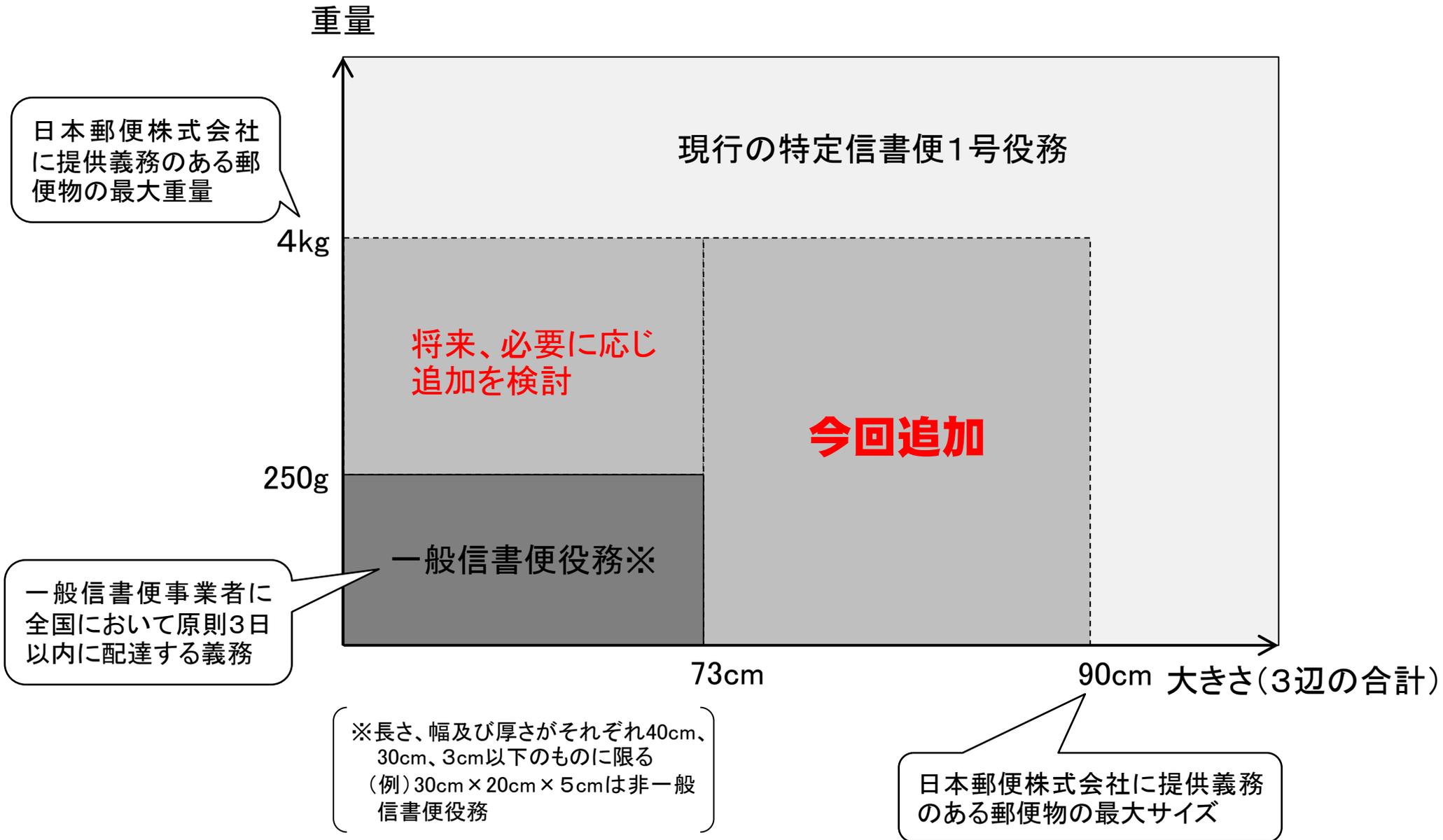
<郵便のユニバーサルサービスに与える影響>

- 今回新たに追加する範囲と同等の大きさの郵便物(3辺の合計が73cmを超え90cm以下)は約385万通・約19億円(平成25年度)、郵便(第一種郵便物及び第二種郵便物)の収入全体に占める割合は約0.15%であることから、特定信書便事業者に取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないと判断できる。
- 信書便事業者からは、A4サイズ(50.7cm)の信書の取扱いまで認めてほしいとの要望もあったが、この範囲と同等の大きさの郵便物は、約6.6億通・約1,589億円(平成25年度)、郵便(第一種郵便物及び第二種郵便物)の収入全体に占める割合は約12.4%にも達し、特定信書便事業者に取扱いを認めた場合、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な影響を与えると考えられる。

<業務範囲拡大による効果>

- 平成25年度末現在の1号役務の参入事業者は355者、年間の通数は約681万通、売上高は約44億円(平成25年度)。3辺の合計が73cm超まで業務範囲が拡大した場合、A3サイズ(長さ42cm、幅29.7cm)を折らずに封入した封筒を送付できるようになり、これまで郵便のみが扱っていた約19億円分の市場に新たに参入可能となる。さらに、参入事業者が多様なサービスを提供することにより、新規需要の創出も期待できる。

1号役務の業務範囲の拡大の概念図



見直しの方向性

- 3号役務の料金の基準を現行の1,000円超から800円超まで引き下げる。
- なお、料金の基準の引下げに当たっては、利用者がサービス品質低下等の不利益を被ることのないよう留意する。
- また、3号役務の料金の基準については、今後も経済情勢の変化等を踏まえつつ、弾力的に見直していくことが必要。

<郵便のユニバーサルサービスに与える影響>

- 今回新たに3号役務に追加する範囲と同等の料金（800円超1000円以下）の郵便物は約822万通・約70億円（平成25年度）、郵便（第一種郵便物及び第二種郵便物）の収入全体に占める割合は約0.55%であることから、特定信書便事業者に取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないと判断できる。
- 既に3号役務の範囲となっている1,000円超の郵便物は約560万通・約71億円であり、郵便（第一種郵便物及び第二種郵便物）の収入全体に占める割合は今回新たに3号役務に追加する範囲と同程度。

<業務範囲拡大による効果>

- 平成25年度末現在の3号役務の参入事業者は222者、年間の通数は約442万通、売上高は約68億円（平成25年度）。料金の基準が800円超まで拡大した場合、これまで郵便のみが扱っていた約70億円分の市場に新たに参入可能となり、レタックスのように1,000円以下で電報類似サービスが提供できるようになる。さらに、参入事業者が多様なサービスを提供することにより、新規需要の創出も期待できる。
- 信書便事業者からは、料金基準の引下げによるサービス品質の低下の懸念も表明されていることから、料金の基準の引下げに当たっては、総務省において、各事業者の事業許可に係る事業計画の遵守状況のチェックを徹底するとともに、事業者団体におけるサービス品質の維持向上に向けた自主的な取組を促進する。

4 郵便・信書便市場活性化のための規制緩和

見直しの方向性

- 信書便約款は認可制とされているが、ほぼ同内容の申請が多くなってきていること、また、業務範囲の拡大によって予想される新規参入や既存事業者の約款変更手続の増加に迅速に対応できるようにするため、総務大臣が作成する標準約款と同一の信書便約款により事業を行う場合には認可手続を省略するなど、手続の簡素化を図る。
- 信書便の業務の委託は認可制とされているが、同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、認可申請に係る添付書類を省略するなど、手続の簡素化を図る。
(注)同様の認可申請手続とされている郵便の業務の委託についても、あわせて、手続の簡素化を図る。
- 信書便事業には法制定時の想定を超える多種多様な業態からの参入があり、今般の業務範囲の拡大によりこの傾向がより強まることが想定されるとともに、約款に係る認可手続の簡素化により事後規制に重点が移ることに伴い、事業者の社会的信用の維持向上と事業の適正な実施の確保といった信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組が従来に増して重要となることから、広報活動や講習会の実施、利用者保護等の信書便事業者団体の自主的な取組を促進する。

<標準約款制度の導入>

- 標準約款制度は、信書便事業者が兼営することの多い貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業等の分野で既に導入されており、事業者には、認可手続の簡素化により、事務コストの軽減等のメリットが見込まれる。

<業務委託に係る認可手続の簡素化>

- 特定信書便事業の業務範囲の拡大によって信書便物の取扱量が増加し、信書便事業者においては、能率的・効果的な事業運営の観点から、業務委託のニーズが高まることが想定される。信書便事業者からは、業務委託に係る認可手続の簡素化に係る要望がなされており、認可申請に係る添付書類を可能な範囲で省略するなど、手続の簡素化を図ることで、事業者は、信書便物の取扱量の増加に迅速に対応でき、ビジネスチャンスをより確実に捉えることができる。

信書便事業の参入事業者が営む主な事業

業種別	事業者数
貨物運送業	318
警備業	26
障がい者福祉事業	11
ビルメンテナンス業	7
電気通信サービス業	6
廃棄物処理業	5
旅客運送業	3
不動産業	2
情報サービス業	2
信書送達業	1
印刷業	1
鉄鋼業	1
建設業(造園工事)	1
教育、学習支援業	1
その他卸売・小売業	5
その他サービス業	22
計	412

(平成25年度末時点)

一般社団法人信書便事業者協会の概要

- 設立
平成23年9月6日(平成25年1月4日に一般社団法人に移行)
- 目的
信書の送達の事業を営む事業者が、その業務の適正な運営を確保するとともに、事業者同士の情報交換、連携を行い業界全体の活性化を図ることにより、もって信書便利用者に対する更なるサービスの向上を行い、会員の事業拡大の機会を拡げること
- 会員数
73者(平成25年度末現在)
- 役員
会長 伊東博 株式会社KDDIエボルバ取締役副会長
副会長 高橋泉 株式会社KSGインターナショナル代表取締役
理事 笠松利紀 毎日軽自動車運送事業協同組合代表理事
理事 渡邊宏 総合警備保障株式会社総務部管理室長
監事 本木英朗 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合理事長
- 事業内容
 - ・信書便事業に関する研修
 - ・信書便事業に関する調査研究
 - ・会員間の意見交換その他の会員相互の連絡協調を図るための施策
 - ・信書便事業に関する意見の公表及び行政庁等への申出
 - ・信書便事業に関する広報 等

見直しの方向性

- 特定信書便事業者の活発な市場参入や国際宅配便に対する需要の増加等により、様々な高付加価値サービスが多様な料金設定で提供されていることを踏まえ、市場動向をより迅速に反映した料金設定をできるようにするため、基礎的な信書送達を除き、郵便料金の届出手続を緩和する(事前届出⇒事後届出)。なお、料金水準について、万国郵便条約等の国際約束に適合していることをより確実に検証できるよう必要な措置を講ずる。
- 同様に、一般信書便事業者が一般信書便物の送達の役務に付加して行う役務についても、料金の届出手続を緩和する。

種別	右記以外		<ul style="list-style-type: none"> ・第3種郵便物(定期刊行物) ・第4種郵便物(通信教育等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種郵便物(封書) ・第2種郵便物(葉書) ・特殊取扱のうち郵便法上提供義務のあるもの(書留、内容証明等) ・国際郵便のうち通常郵便物及び通常郵便物に係る書留・速達・受取通知 <p>基礎的な信書送達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊取扱のうち郵便法上提供義務のないもの(代金引換、配達時間帯指定郵便等) ・国際郵便のうち左記以外 	
料金規制	事前届出制(30日前)	事前届出制(10日前) ↓ 事後届出制	認可制